

「どさんこ基金とは」

北海道ブロック司法書士協議会は、司法過疎地域において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士の育成と確保を図ることにより、北海道民に等しく司法アクセスの機会を提供しようとする趣旨から、2005（平成17）年にどさんこ基金を創設しました。

1. どさんこ基金による支援の概要

北海道内の司法過疎地域で開業する司法書士に対して、どさんこ基金による貸付支援を行いません。

- ① 100万円を限度とする一括貸付・原則5年以内に全額返済
- ② 最長2年間月額5万円を限度とする貸付・2年間の返済猶予期間経過後5年以内に全額返済・2年間事務所継続で返済免除あり
- ③ マザーシップ事務所事業（司法過疎地域で開業する前に司法書士事務所で実務修習）期間中最大120万円を限度とする貸付・2年間の返済猶予期間経過後5年以内に全額返済・2年間事務所継続で返済免除あり

2. どさんこ基金による支援を受けたい方は

支援申込書・誓約書・履歴書等の書類をブロック協議会事務局まで持参又は郵送で申し込んでください。

- ① 申込者（被支援者）には要件があります。
司法書士法人及びその法人に所属する司法書士は対象外です。
- ② 開業する司法過疎地域には要件があります。
とくに1の②及び③の支援は、ブロック協議会が選定した地域に限定されます。
- ③ 申込後、書類及び面談の審査を経て、ブロック協議会の理事会で支援の可否が決定されます（対象地域・被支援者の要件のみでなく、総合的に審査して支援の可否が決定されます）。

どさんこ基金創設の趣旨に賛同し、北海道の司法過疎地域で開業したいという司法書士（または司法書士資格者）の方は、ブロック協議会事務局までご連絡ください。

支援の対象となる過疎地域や申込期間等についても、ブロック協議会事務局までお問い合わせください。